

平成18年度 環境省重点施策

平成17年12月
環 境 省



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

< 平成18年度環境省重点施策 >

- 新時代を築く「環境の国」づくり -

< はじめに >

- 現在、私たちは、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題から、廃棄物や自然破壊、大気・水・土壌環境の汚染などの身近な環境問題に至るまで、様々な環境問題に直面しています。これらの問題は、時として複雑に絡み合い、また私たち自身の日常生活や通常の事業活動が原因となって引き起こされているものもあります。
- こうした問題を解決するためには、対症療法的な対策では不十分であり、私たちが前提としてきた経済や社会のあり方そのものを見直し、環境と経済、社会が一体となって発展していく「社会のしくみづくり」を進めていかなければなりません。また、その変革を支える「環境技術の開発・普及」が重要です。既に世界は、「環境の時代」へと歩みつつある中、環境先進国としての経験や技術、政策提言への期待に応えるよう、我が国が世界のモデルとなる「環境の国づくり」を進めていくことが必要です。
- このため、「地球社会」と「地域社会」の二つの方向へと環境行政を拡げていきます。
まず、「地球環境政策」として、世界のモデルとなる取組を我が国が率先して導入し、世界への発信力、国際的競争力の強化を図ります。
また、「地域環境政策」として、持続可能な社会に向けた変革への国民一人ひとりの行動力を高めるとともに、国民が恵み豊かな環境を実感できる施策を展開します。
- 以上のような視点に基づき、環境省では、平成18年度において、以下の施策を進めていきます。
まず、京都議定書目標達成計画に基づき、京都議定書の約束を達成するためのあらゆる対策・施策に取り組むほか、地球環境保全に向けたリーダーシップを発揮していきます。
また、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の「3R」を推進し、不法投棄を撲滅することによって、ゴミゼロ社会の実現を目指します。
さらに、身近な暮らしから事業活動に至るまで、経済や社会におけるあらゆる場面で環境に配慮した活動を行うことができるよう、現在策定作業を進めている第3次環境基本計画も踏まえ、環境を軸とした豊かな経済社会の創出に向けた取組を進めていきます。
このほか、生物多様性保全と自然との共生を推進するための施策や、安全・安心な生活を保全するための施策を講じていきます。
とりわけ、アスベスト対策については、隙間のない健康被害者の救済と被害の未然防止対策の強化に取り組みます。
- 以上の施策を推進する上では、地方環境事務所を拠点として、国民のニーズや地域の実情に応じた環境政策を展開していきます。
- これらの取組により、真に持続可能な社会を実現する「環境の国づくり」を進めます。

新時代を築く「環境の国」づくり

- 地球へ、地域へ -

地球社会へ

世界をリードする発信力

1) 京都議定書の削減約束達成と地球環境保全に向けたリーダーシップ

- 京都議定書目標達成計画の確実な実施
 - ・ソーラー大作戦
 - ・フロン対策
 - ・環境税
 - ・京都メカニズムによるクレジット調達制度導入
 - ・地球温暖化防止大規模「国民運動」推進
- 米国、中国等との政策対話と将来枠組
- 気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク 等

2) 3Rの推進と不法投棄の撲滅

- 容器包装リサイクル制度
- 3Rイニシアティブの国際展開
- 不法投棄の撲滅
- レジ袋削減、もったいないふるしき・マイバッグ利用の「もったいない」意識向上
- 循環型社会に向けた基盤整備（循環型社会形成推進交付金、浄化槽） 等

3) 環境を軸とした豊かな経済社会の創出

- 第3次環境基本計画の着実な推進（2050年を見通した超長期ビジョン等）
- 環境研究・技術
- グリーン購入、環境ビジネス
- 環境教育・地域のパートナーシップ 等

4) 生物多様性保全と自然との共生の推進

- 世界自然遺産の保全と魅力ある国立公園づくり
- 外来生物対策
- 生態系ネットワークの形成
- 動物愛護管理対策
- 希少種対策・野生鳥獣対策 等

5) 安全・安心な生活の保全

- ヒートアイランド対策など都市環境対策の推進
- 総合的な水俣病対策
- アスベスト対策の強化
- 環境汚染の防止 等

6) 国民のニーズ、地域の実情に応じた環境政策の展開

- 地方環境事務所、地方プラザの活用
- ライフスタイル変革キャンペーン 等

社会のしくみづくり

技術の開発普及

地域社会へ

国民一人ひとりの行動力

<平成18年度環境省重点施策目次>

・平成18年度環境省予算(案)の概要	1
1. 京都議定書の削減約束達成と地球環境保全に向けたリーダーシップ	2
(1) 京都議定書目標達成計画の確実な実施	
ア) 再生可能エネルギーの導入促進など約束達成に向けた各種施策の具体化	
イ) 計画の実効性を高める横断的施策の強化	
(2) 地球規模での長期的排出削減に向けた国際的リーダーシップの発揮	
(3) 国際環境協力の新たな展開など地球環境の保全	
2. 3Rの推進と不法投棄の撲滅	4
(1) 3Rの推進 - リデュース・リユース対策の強化	
(2) 3Rイニシアティブの国際的推進	
(3) 循環型社会の基盤整備	
(4) 不法投棄対策と適正処理の推進	
3. 環境を軸とした豊かな経済社会の創出	6
(1) 第3次環境基本計画を踏まえた基盤的な施策の推進	
(2) 環境ビジネスの振興等を通じた経済のグリーン化の推進	
(3) 環境研究・環境技術の戦略的推進	
(4) 環境教育・地域のパートナーシップの促進	
4. 生物多様性保全と自然との共生の推進	8
(1) 日本が誇る自然環境・景観の保全と賢明な利用	
ア) 世界自然遺産の次世代への確かな継承	
イ) 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりの推進と自然とのふれあいの場の整備	
(2) 多様な生態系の保全と回復の推進	
ア) 外来生物対策の推進	
イ) 多様な生態系の保全・回復	
(3) 人といきもののよりよい関係の構築	
5. 安全・安心な生活の保全	10
(1) 都市環境対策等の推進	
ア) ヒートアイランド対策の推進	
イ) 交通環境対策の推進	
(2) アスベスト対策の強化及び各種大気汚染物質対策の展開	
(3) 水・土壌環境保全のための枠組みの再構築	
(4) 化学物質対策等の体系的な推進	
(5) 水俣病対策をはじめとする公害健康被害対策の着実な推進	
(6) 被害の未然防止のための毒ガス対策の着実な実施	
6. 国民のニーズ、地域の実情に応じた環境政策の展開	14
(1) 地域における各主体の積極的参加とパートナーシップの強化	
(2) ライフスタイル変革キャンペーンの実施	
参考 平成18年度予算(案)における石油特別会計によるCO ₂ 排出抑制対策	15
参考 アスベスト問題への総合的な対応	16
参考 廃棄物施設事業(公共)の改革	17
・平成18年度環境省財政投融资の概要	18
・平成18年度環境省税制改正の概要	19

．平成 1 8 年度環境省予算（案）の概要

平成18年度予算(案)合計（一般会計(非公共＋公共)＋特別会計） 2，207 億円

（対前年度 136 億円減 5.8%減）

[一般会計]

	平成 1 7 年 度 予 算 額	平成 1 8 年 度 予 算（案）額	対前年度比
	億円	億円	%
(非公共)			
一般政策経費等	880	907	103.1
その他施設費 ¹	21	17	82.1
石油特会繰入	233	205	88.0
計	1,134	1,130	99.6
(公 共)			
	(1,026)		(90.0)
廃棄物 ²	1,078	923	85.6
自然公園	125	122	97.0
	(1,151)		(90.7)
計	1,204	1,045	86.8
合 計	(2,285)		(95.1)
	2,338	2,174	93.0

[特別会計]

	平成 1 7 年 度 予 算 額	平成 1 8 年 度 予 算（案）額	対前年度比
	億円	億円	%
石油特会	238	238 ³	100

合 計

	平成 1 7 年 度 予 算 額	平成 1 8 年 度 予 算（案）額	対前年度比
	億円	億円	%
一般会計＋特別会計 (除：石油特会繰入)	(2,291)		(96.4)
	2,343	2,207	94.2

1 石油特会：石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

2 上段括弧書きは、污水处理施設整備交付金（内閣府）に本年度追加計上する額に相当する額を除いた予算額である。
また、上記の他に、地域計上分（北海道、沖縄、離島）として、66 億円が他府省に計上されている。

3 石油特会の平成 1 8 年度予算（案）額 238 億円は、一般会計の繰入額（205 億円）と剰余金等（33 億円）を加えた額である。

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

1. 京都議定書の削減約束達成と地球環境保全に向けたリーダーシップ

(1) 京都議定書目標達成計画の確実な実施

ア) 再生可能エネルギーの導入促進など約束達成に向けた各種施策の具体化

目標達成計画の着実な推進において、再生可能エネルギーの一層の普及が不可欠です。住宅用を中心に普及している世界最高水準の太陽光発電システムの更なる導入拡大を図るため、地域協議会の活用等を通じた地域ぐるみの導入促進、大規模太陽光発電による電力の地域共同利用の推進など、導入支援を点から面へと強化する「ソーラー大作戦」を展開します。

我が国として京都メカニズムのクレジットの取得を計画的かつ効率的に進めるため、クレジット調達制度の導入を図ります。

業務用冷凍空調機器からのフロン回収率を向上させるため、新たな仕組みの導入を図ります。

政府の実行計画について、環境省として平成13年度比7%削減に向けて、省エネ型オフィスの実現を図ります。

CO₂削減に向けた対策技術やバイオ燃料などの再生可能エネルギー導入技術等について、実用化に向けた重点的な技術開発を進めます。

【主な予算措置】

百万円

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| ・ソーラー大作戦（一般会計・石油特会）（新規予算を含む） | 4,145(2,800) |
| ・（新）京都メカニズムクレジット取得事業（一般会計・石油特会） | 2,558(0) |
| ・（新）業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費 | 34(0) |
| ・地球温暖化対策技術開発事業〔競争的資金〕（石油特会） | 2,716(2,676) |

イ) 計画の実効性を高める横断的施策の強化

自主参加型国内排出量取引制度については、引き続き、更に多くの企業の参加を得て、費用効率的かつ確実な温室効果ガスの排出削減を推進します。

改正地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について、事業者への報告義務や算定方法の周知、システム整備を行い、平成19年度の第1回報告に向けた基盤整備を行います。

国民のライフスタイルの転換に向けて、クール・ビズの定着、過剰包装の見直し、エコ製品の選択の実践をテーマとして集中的にキャンペーンを行い、更なる大規模国民運動の推進を図ります。

【主な予算措置】

百万円

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| ・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業（新規分）（石油特会） | 2,760(-) |
| ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業（一般会計・石油特会） | 105(99) |
| ・地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（石油特会） | 3,000(3,000) |

(2) 地球規模での長期的排出削減に向けた国際的リーダーシップの発揮

2005年11月に開催されたC O P 11、C O P / M O P 1 (カナダ) などの国際的な動向を踏まえつつ、2013年以降(京都議定書の約束期間後) の次期枠組みに向け、米国や、中国をはじめとするアジア地域の主要排出国との政策対話を強化します。また、地球規模での環境・エネルギーシステムの変革を視野に入れた長期目標の検討や技術開発など中長期的温暖化対策を進めます。

G 8 グレンイーグルズサミットにおいて、途上国自身の温暖化に対する対処能力強化の重要性が再確認されたことを受け、途上国の地球温暖化対策への積極的参画を促していくため、アジア太平洋地域における気候変動による影響のモニタリング・評価、情報提供を行う「気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク」の構築を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・地球温暖化対策に係る次期枠組検討経費	31(27)
・日米気候変動問題セミナー実施事業費	18(18)
・アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業費	12(12)
・地球温暖化対策技術開発事業[競争的資金] (石油特会) (再掲)	2,716(2,676)
・(新) 気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	300(0)

(3) 国際環境協力の新たな展開など地球環境の保全

東アジア地域の環境管理の強化に向けて、日中韓の協力を軸にした北東アジアにおける環境取組の基盤を整備するための政策協議及び東アジアにおける酸性雨等対策の枠組みの構築等を図ります。

我が国の有する公害克服経験や3 R の技術・ノウハウなどを活かして、国際的なネットワークづくりや情報発信を進めます。

持続可能な森林経営についての行動規範の検討等を通じ、違法伐採対策を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・(新) 北東アジアにおける環境管理基盤の構築	10(0)
・(新) 東アジア酸性雨等環境管理に向けた枠組み構築事業費	20(0)
・アジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(A P F E D) 活動推進費	128(128)
・漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費	17(19)
・3 R イニシアティブ国際推進費	103(68)
・世界の水環境保全のための国際的活動経費	125(91)
・黄砂対策推進費	27(28)
・(新) 持続可能な森林経営に向けた国際的な行動規範等策定調査費	10(0)

2. 3Rの推進と不法投棄の撲滅

(1) 3Rの推進 - リデュース・リユース対策の強化

拡大生産者責任を踏まえた容器包装リサイクル法の見直しや、家電リサイクル法・食品リサイクル法の評価・検討を行い、各種リサイクル法の強化を図ります。

容器包装の3Rについて先進的な取組を行っている小売り事業者や製品を表彰し、自主協定・自主的取組による容器包装廃棄物削減等のモデル事業を実施します。また、容器包装リサイクル法の再商品化義務を果たさない「ただ乗り事業者」を無くすべく対策を講じます。

世界的なキーワードになりつつある「もったいない」の精神を活かし、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を一層推進するため、レジ袋削減、もったいないふるしき・マイバッグ（買物袋）利用をテーマにした国民意識向上運動を進めます。一般廃棄物処理の有料化ガイドラインを策定します。

【主な予算措置】

百万円

- | | |
|----------------------|--------|
| ・(新)容器包装に係る3R推進事業費 | 53(0) |
| ・(新)容器包装に係る3R推進広報事業費 | 56(0) |

(2) 3Rイニシアティブの国際的推進

我が国の提唱により開始された3Rイニシアティブについては、「ゴミゼロ国際化行動計画」を踏まえ、アジア各国との政策対話や途上国への技術移転を通じて、国際的な推進を図ります。研究者間の「東アジア循環型社会研究ネットワーク（仮称）」を構築し、その拠点を設けます。

アジア太平洋地域におけるE-waste（電気電子機器廃棄物）の最小限化、適正処理等を確実にするため、情報データベース構築やガイドライン作成等の事業をバーゼル条約事務局と協力して実施します。

不法輸出入防止国際ネットワークを通じたアジア各国と連携を図るとともに、トレーサビリティ確保など循環型資源の輸出入のあり方に関する検討を行います。

アジア等を中心とした国際的な3Rシステム構築に向けた政策・技術の研究開発を強力に推進します。

【主な予算措置】

百万円

- | | |
|---|---------------|
| ・3Rイニシアティブ国際推進費（再掲） | 103(68) |
| ・(新)アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業 | 25(0) |
| ・アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 | 31(30) |
| ・廃棄物処理等科学研究費補助金（3Rイニシアティブ特別枠を含む）[競争的資金] | 1,300(1,150) |

(3) 循環型社会の基盤整備

三位一体改革に係る政府・与党合意（平成16年11月）に沿って、従来の補助金を廃止し、国と地方が協働して我が国を循環型社会に転換するための「循環型社会形成推進交付金」が平成17年度から創設されたところです。本交付金によって、地域における循環型社会づくりへの改革を加速させます。

経済的・効率的な生活排水対策を推進するため、「循環型社会形成推進交付金」や「汚水処理施設整備交付金」を活用して浄化槽整備を促進します。また、公共用水域等の水質を保全するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する対策を講じます。

すでに処理に着手している高圧トランス・コンデンサに加え、汚泥等のP C B 汚染物処理施設の整備に着手します。

【主な予算措置】

百万円

<102,597>

- ・廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）92,320(107,847)

< 13,679>

- ・浄化槽整備事業（公共）13,679(18,929)

：< >内は、汚水処理施設整備交付金（内閣府）に本年度追加計上する額に相当する額（5,250百万円）を除いた予算額。

(4) 不法投棄対策と適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理のため、新ビジネスモデルの支援など産廃業者の優良化を推進します。

電子マニフェストについて、平成17年度導入の新システムの普及促進を図るため、加入者にとってのインセンティブや業務の効率性を向上する方策を検討します。また、地方公共団体と連携しながら、地方環境事務所を活用した不法投棄の監視体制を強化します。

低濃度P C B 汚染物について、既存の処理技術の適用について実証実験を行い、安全かつ効率的な処理方法を確立します。

原子力発電施設の解体に伴う廃棄物に係るクリアランス制度が創設されたことに伴い、環境省としての体制整備を進めます。

【主な予算措置】

百万円

- ・産業廃棄物処理業優良化推進事業費56(52)

- ・電子マニフェスト普及促進事業費98(180)

- ・(新)低濃度P C B 汚染物の適正処理実証調査事業18(0)

- ・(新)クリアランス廃棄物管理システム整備費32(0)

3. 環境を軸とした豊かな経済社会の創出

(1) 第3次環境基本計画を踏まえた基盤的な施策の推進

2050年頃の日本、アジア及び地球の環境を見通し、持続可能な社会の形成を目指した超長期の展望を専門的な知見を踏まえ検討し、政策提言を行うため、「環境政策の超長期ビジョン」を策定します。

第3次環境基本計画の策定を受け、その基本的考え方である環境・経済・社会の各側面の統合的向上などの実現に向けた取組を推進します。

経済活動に即した政策立案や環境対策の効果・影響の把握をより一層推進するため、環境統計等の環境データの整備利用体制を、地方環境事務所も活用しつつ、充実、強化します。

戦略的環境アセスメントをはじめとする環境影響評価に必要な研究・情報基盤の整備を進めます。

【主な予算措置】	百万円
・(新)環境政策の超長期ビジョン策定	30(0)
・環境と経済の好循環のまちモデル事業(一般会計・石油特会)	2,157(2,551)
・(新)環境統計等の環境データの整備利用推進費	27(0)

(2) 環境ビジネスの振興等を通じた経済のグリーン化の推進

環境物品等の市場の拡大や、環境物品の購入を通じた温室効果ガスの排出抑制の効果の重要性などを踏まえ、グリーン購入法の特定調達品目の追加及び判断基準の見直しを行います。また、市町村向けにグリーン購入のガイドラインを作成します。

環境ビジネス普及のため、環境に配慮した設備投資の促進を図ります。また、企業の社会的責任(CSR)の一環としての環境保全活動の普及を図ります。

【主な予算措置】	百万円
・国等におけるグリーン購入推進経費	34(31)
・(新)環境に配慮した設備投資の普及促進事業	10(0)
・(新)企業の社会的責任(CSR)に基づく地域環境パートナーシップ促進事業	20(0)

(3) 環境研究・環境技術の戦略的推進

「環境研究・技術開発推進戦略」の検討結果等を踏まえ、環境技術のより一層の普及など、環境研究・技術開発の推進基盤の強化を図ります。

ナノテクノロジーを活用した環境技術開発の推進や競争的資金の充実などを通じ、先進的な環境研究・技術開発へ重点的な投資を行います。

【主な予算措置】	百万円
・環境技術実証モデル事業	249(200)
・ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業	400(400)
・環境技術開発等推進費[競争的資金]	881(815)
・地球環境研究総合推進費[競争的資金]	3,256(3,015)

(4) 環境教育・地域のパートナーシップの促進

学校校舎における環境負荷低減のための改修や施設改善などのハード整備と、校区ぐるみでの地域における環境教育等のソフト事業の一体的な推進を拡充します。

地方環境パートナーシッププラザを拠点として、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する環境教育プログラムづくりとその実践を通じた地域での推進方策の構築や、地域における環境体験学習に関する人材育成など、環境学習・パートナーシップの促進を全国的に展開します。また、我が家の環境大臣事業等の取組を引き続き促進します。

【主な予算措置】	百万円
・学校等エコ改修と環境教育モデル事業（一般会計・特別会計）	1,545(1,030)
・国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業	35(9)
・(新)環境体験学習人材育成支援事業	12(0)
・(新)企業の社会的責任（CSR）に基づく地域環境パートナーシップ促進事業（再掲）	20(0)
・我が家の環境大臣事業	100(150)

4. 生物多様性保全と自然との共生の推進

(1) 日本が誇る自然環境・景観の保全と賢明な利用

ア) 世界自然遺産の次世代への確かな継承

本年7月に世界自然遺産に登録された「知床」は、我が国初の海域を含む世界自然遺産であり、「海と森の生きもの調査」などにより陸域と海域の生態系を総合的に把握するとともに、海域管理計画の策定等を行います。また、保護と適正な利用のための拠点施設として「知床世界遺産センター（仮称）」の整備に着手します。

白神山地、屋久島も含めた我が国の世界自然遺産を次世代に引き継ぐため、規制等による管理だけでなく、利用者が世界遺産本来の素晴らしさを実感し、満足を得られるような地域の仕組みづくりを行います。

【主な予算措置】

百万円

・(新)知床世界自然遺産地域における保全・共生推進調査費	65(0)
・(新)知床世界遺産センター（仮称）整備事業費	35(0)
・世界自然遺産地域保全対策費	17(14)

イ) 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりの推進と自然とのふれあいの場の整備

目指すべき国立公園像を明確にし、それぞれの地域における関係者の参加・協力による運営体制を整備し、魅力的な国立公園づくりを実現します。併せて国立公園の自然環境保全・利用快適性レベルの向上を図るため、海域の保全方策の検討や、自然環境保全のための対策事業の充実、良好な景観形成の推進、安全対策の強化を進めます。また、山岳地域における登山道等の整備を進めます。

国立公園におけるエコツーリズムの仕組みづくりなど、エコツーリズムに関する取組を総合的に推進します。また、自然体験活動など自然とのふれあいの場の整備を推進します。

国立公園については、自然環境整備交付金を活用して引き続き整備を推進します。温泉については、温泉資源の保護管理とその適正利用について対策を進めます。

【主な予算措置】

百万円

・(新)広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	16(0)
・(新)海域国立公園保全強化方策検討事業費	18(0)
・自然公園等事業（公共）	12,150(12,531)
・国立公園等管理体制強化費（アクティブ・レンジャー）	218(190)
・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費	300(277)
・山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	150(110)
・エコツーリズム総合推進事業費	132(130)
・(新)温泉資源の保護対策等に関する検討調査	9(0)

(2) 多様な生態系の保全と回復の推進

ア) 外来生物対策の推進

ジャワマングースやオオクチバスなどの特定外来生物について、国による防除事業等を進めます。また、広域に分布して被害を及ぼしているアライグマなどの外来生物について、防除手法確立のためのモデル事業を実施します。

特定外来生物について適切な飼養等の確保を行うとともに、輸入規制のための水際体制を確立します。

【主な予算措置】

百万円

・ 特定外来生物防除等推進事業	350(184)
・ 外来生物対策管理事業費	92(51)

イ) 多様な生態系の保全・回復

地域や生物種の特性に応じた保全・再生・創出に係るゾーニングを通して、生息・生育空間のつながりを確保する「生態系ネットワーク」形成の推進を図ります。

自然再生に関わるNPO等の人材育成や活動団体と専門家との連携の構築を図ります。

次期（第3次）生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を行います。

【主な予算措置】

百万円

・ (新)国土生態系ネットワーク形成推進費	35(0)
・ 自然再生活動推進費	51(45)
・ (新)生物多様性国家戦略の見直し検討調査費	13(0)

(3) 人といきもののよりよい関係の構築

県域を越えて広域的に移動するクマやサルなどの野生鳥獣について、地域個体群を健全に維持をしつつ、人とのあつれきを回避するため、広域的な保護管理指針の作成などを行うとともに、野生鳥獣の保護管理対策について必要な見直しを行い、保護管理体制を強化します。

動物愛護管理法改正を踏まえ、基本指針の策定、個体識別措置の推進等の充実・強化を行います。

飼育下で繁殖させた希少種の野生復帰を図ることとし、とりわけトキについては野生順化施設の整備に加え野生復帰フィールド整備の支援を開始します。

【主な予算措置】

百万円

・ 広域分布型鳥獣保護管理対策事業	65(18)
・ 動物愛護管理推進費	112(43)
・ (新)希少野生動物野生順化特別事業費	35(0)
・ 特定外来生物防除等推進事業（再掲）	350(184)
・ 外来生物対策管理事業費（再掲）	92(51)

5. 安全・安心な生活の保全

(1) 都市環境対策等の推進

ア) ヒートアイランド対策の推進

- 都市におけるヒートアイランド対策については、環境等への影響調査を行うとともに、大気・水の循環を通じた対策の促進のため、屋上等の緑化、暗渠となっている都市内水路の復活、地下湧水を利用した散水などについて対策効果の検証を行います。また、熱中症の予防情報の提供を行います。

【主な予算措置】

百万円

- ・クールシティ推進事業

210(60)

イ) 交通環境対策の推進

平成22年度までに大気環境基準を概ね達成するとの目標に向け、自動車NOx・PM総量削減対策の進行状況や使用過程車の排出実態の把握、局地汚染改善対策を行います。また、低公害車の普及・促進、持続可能な交通体系の構築に向けての取組など都市における交通環境対策を総合的に進めます。

オフロード特殊自動車の排出ガス抑制については、平成18年度から規制が開始されることから、実施のための体制の整備、制度の普及啓発等の対策を推進します。

自動車単体騒音の許容限度の見直しに向けた検討を行います。

【主な予算措置】

百万円

- ・(新)使用過程車対策実証実験
- ・オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費
- ・(新)自動車の市街地走行騒音検討・調査

20(0)

59(10)

8(0)

(2) アスベスト対策の強化及び各種大気汚染物質対策の展開

アスベストについて、一般大気環境中のモニタリングを実施するとともに、一般環境経路の健康影響の実態把握やリスク評価等を行います。また、アスベスト飛散抑制対策に資する技術開発の支援を行います。

アスベスト廃棄物の無害化処理のための技術開発を支援するとともに、適正な処理を推進します。

固定発生源からのVOCの排出抑制については、平成18年度から規制が開始されることから、制度の普及啓発を強化します。POPs条約に基づきダイオキシン類等の排出抑制対策を推進します。

【主な予算措置】	百万円	
・アスベスト問題への総合的対策	1,300(	13)
アスベスト濃度、健康影響の調査・リスク評価等	214(	13)
(新)飛散抑制対策に資する技術開発の支援[競争的資金]	150(	0)
(新)アスベスト廃棄物の無害化に係る技術開発の支援[競争的資金]	150(	0)
徴収のための準備費	786(	0)
廃棄物処理施設整備費(公共)(循環型社会形成推進交付金等)(再掲)	(92,320百万円の内数)	
・揮発性有機化合物(VOC)対策費	187(	210)
・(新)POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業	29(	0)

(3) 水・土壌環境保全のための枠組みの再構築

水質環境基準は設定から30年以上が経過し、国際的な整合性がない、国民が実感しにくい等の課題に対応するため、水環境の目標や効果的な監視手法等について検討し、水環境保全施策の枠組みの再構築を図ります。

改正湖沼法を着実に施行するため、流出水対策推進モデル計画の策定を通じて、計画策定の手法を確立します。

世界水フォーラムの議論なども踏まえ、世界の水環境問題の解決に向けて、水質汚濁等の問題が顕在化している国について、現状調査や対策の検討を行うとともに、我が国の官民の取組事例の紹介を通じ、関係者間の対話を推進します。

地域住民等と連携した水環境保全活動を促進します。

油汚染等汚染土壌対策について、対策手法の活用状況、効果等を検証します。

優良な土壌環境事業の普及促進などの土壌環境対策を進めます。

【主な予算措置】	百万円	
・水環境保全施策枠組み再構築事業	125(	64)
・(新)流出水対策推進モデル計画策定調査	36(	0)
・世界の水環境保全のための国際的活動経費(再掲)	125(	91)
・水環境保全活動の普及支援事業	27(	10)
・(新)油汚染等汚染土壌対策促進費	20(	0)
・(新)優良土壌環境事業普及促進費	15(	0)

(4) 化学物質対策等の体系的な推進

国際的にも課題となっている既存化学物質の安全性点検について、「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム」に基づき、平成20年度までに生産・輸入量の合計が1000トン以上の物質の点検を推進します。また、EUのREACH規則案の動向について調査し、情報発信を行います。

国際的観点からの有害金属対策については、EUのRoHS指令やUNEPの動向を踏まえつつ、平成18年度に当面の方針を決定し、平成21年度における対策戦略の策定を目指して検討を進めます。

一般廃棄物のリサイクル関連施設や最終処分場等におけるRoHSによる規制対象物質の実態を把握し、対応策の検討を行います。

花粉自動計測器の配備の充実により、花粉観測体制を強化するなど、花粉症対策の充実を図ります。

【主な予算措置】

百万円

・(新)官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム実施経費	38(	0)
・(新)欧州新化学品規制(REACH)案調査検討費	26(	0)
・(新)国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	67(	0)
・(新)一般廃棄物処理におけるRoHS規制対象物質等対策調査	14(	0)
・化学物質環境安全社会推進費	70(	68)
・花粉観測体制整備費	110(	88)

(5) 水俣病対策をはじめとする公害健康被害対策の着実な推進

平成18年5月に水俣病公式確認50年の節目を迎えるに当たり、平成16年10月の関西訴訟最高裁判決や平成7年の政治解決も踏まえ、医療対策等の一層の充実や水俣病発生地域の再生・融和の促進等を行い、すべての水俣病被害者が地域社会で安心して暮らしていけるようにするとともに、水俣病のような悲惨な公害を再び繰り返すことのないよう、国内外や後世への総合的な情報発信を行います。

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害健康被害者の救済及び健康被害の予防の着実な推進を図るとともに、幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する調査研究等を一層推進します。

【主な予算措置】

百万円

・総合的な水俣病対策の充実強化	2,752(	1,685)
・局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	555(	530)

(6) 被害の未然防止のための毒ガス対策の着実な実施

- 国内における毒ガス問題については、平成15年12月に閣議決定した今後の対応方針に基づき、関係省庁と連携して、環境調査や情報収集、茨城県神栖市における健康影響に係る緊急措置事業など必要な対策を引き続き推進します。

【主な予算措置】

百万円

- ・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策に必要な経費

1,505(1,746)

6. 国民のニーズ、地域の実情に応じた環境政策の展開

(1) 地域における各主体の積極的参加とパートナーシップの強化

- 今日の環境問題が国際化、広域化する中、その解決に向けて地域レベルでの着実な取組が求められています。また、人々の価値観の多様化を踏まえ、地域のニーズに即した各主体の活動支援が重要になっています。地方環境事務所及び地方環境パートナーシッププラザを活用し、不法投棄の監視、国立公園の管理など現場での機動的できめ細かな施策の実施、地域における各主体とのパートナーシップの構築による地球温暖化対策、環境教育・学習などの取組の効果的推進、地域の環境情報の収集、整理・発信等を展開します。

【主な予算措置】

- ・地方事務所計上予算（一部再掲）

百万円

5,609(2,346)

(2) ライフスタイル変革キャンペーンの実施

脱温暖化社会や循環型社会を実現する上で、生活者や消費者一人一人の行動（ライフスタイル）が変わることが大きな原動力になり得ることから、クール・ビズ、エコ商品選択キャンペーン、マイバッグ運動キャンペーンなど重点化したテーマについて、平成17年10月に開設された地方環境事務所とも連携を図りながら集中的・効果的な広報活動を実施します。

環境省ホームページ、チーム・マイナス6%、インターネット自然研究所などインターネットを利用した情報提供を充実強化します。

環境省ホームページの英語版など海外向けのページを充実強化し、ライフスタイル変革キャンペーンをはじめとする環境の保全についての我が国の取組状況を世界に発信します。

【主な予算措置】

百万円

- ・地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業（石油特会）（再掲） 3,000(3,000)
- ・（新）容器包装に係る3R推進広報事業費（再掲） 56(0)
- ・情報基盤の強化対策経費 1,410(1,445)
- ・インターネット自然研究所バージョンアップ事業費 64(59)

(注) 【主な予算措置】の平成17年度予算額は、平成18年度予算(案)額との比較対照のため組替え掲記したので、成立予算額とは符合しない。

(参考)

平成18年度予算(案)における石油特別会計によるCO₂排出抑制対策

合計 238億円(238億円)

1. 「ソーラー大作戦」の展開による地域からの温暖化対策の推進

- 地域ぐるみの太陽光発電システムの導入促進、大規模太陽光発電による電力の地域共同利用の推進など、点から面への導入支援を強化
- 学校を核とした地域モデルとなる省エネ・代エネ施設を整備・改修
 - ・(新)街区まるごとCO₂20%削減事業、メガワットソーラー共同利用モデル事業 等 830(0)
 - ・地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業 1,500(1,000)
 - ・再生可能エネルギー高度導入地域整備事業 750(750)
 - ・対策技術率先導入事業 1,020(1,020)

2. 京都メカニズムの本格的な活用

- 京都メカニズムのクレジット(排出枠)を計画的・効率的に取得するためクレジット調達制度を導入
 - ・(新)京都メカニズムクレジット取得事業 2,200(0)

3. 自主的取組を促進する基盤となる仕組みの整備

- 排出量の算定・報告・公表制度の円滑な導入に向け、周知やシステム整備を行い、平成19年度の第1回報告に向けた基盤を整備。
- 費用効率的・確実に排出削減を推進する自主参加型国内排出量取引制度の拡充
- 地域協議会を活用した地域における集団的な省エネ・代エネ設備の導入を推進
 - ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業 92(88)
 - ・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(新規分) 2,760(-)
 - ・地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業 280(150)

4. 地球温暖化防止大規模国民運動「チーム・マイナス6%」の更なる推進

- 経済界を始めとする各界各層と連携し、テレビ、新聞、ラジオ等を有機的に用いた温暖化防止の集中キャンペーンを実施
- 都道府県地球温暖化防止活動推進センターが行う普及啓発・広報事業を支援
 - ・地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 3,000(3,000)
 - ・都道府県センター普及啓発・広報事業 150(100)

5. 脱温暖化社会の実現に向けた先端的な技術開発、起業化支援、連携強化

- バイオ燃料などの再生可能エネルギー導入技術、省エネ技術等について、実用化に向けた重点的な技術開発を推進
- 先見性・先進性の高い温暖化対策ビジネスの起業支援を拡充
- 環境的に持続可能な交通の実現など、関係主体の連携を促すモデル事業を推進
 - ・地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金) 2,716(2,676)
 - ・地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業 1,023(840)
 - ・主体間連携モデル推進事業 540(600)
 - ・地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業 2,040(2,400)

(参考)

アスベスト問題への総合的な対応

アスベスト問題については、健康被害に関する実態把握、過去の対応の検証、隙間のない健康被害者の救済制度の構築など、スピード感を持って取組を進めてきたところです。

平成17年度の補正予算及び平成18年度予算を活用し、救済制度の迅速な運用を図るとともに、飛散防止とアスベスト廃棄物の適正処理のための対策を強化します。

1. 隙間のない健康被害者の救済

- 石綿による健康被害の救済に関する法律案（仮称）に基づき、隙間のない健康被害者の救済のため、医療費等の救済給付を行います。

【主な予算措置】

- ・石綿健康被害救済事業交付金（救済給付金等）＜平成17年度補正予算＞
38,763
- ・石綿健康被害救済事業交付金等（徴収のための準備費）
786(0)

2. 今後の被害を未然に防ぐための対策の強化

- 大気汚染防止法を改正し、大気環境への飛散防止措置の対象に工作物の解体・補修作業を加えるとともに、政省令改正により規制対象の規模要件の撤廃等を行います。（一部17年度に措置）
- アスベスト飛散抑制対策に資する技術開発の支援を行います。
- 今後大量に発生するアスベスト廃棄物の安全かつ円滑な処理を進めるべく、廃棄物処理法を改正し、溶融による無害化という新たな処理ルートを促進・誘導するための国の認定による特例制度を創設します。あわせて、無害化処理の技術開発を支援します。
- 市町村によるアスベスト廃棄物の処理施設の整備を支援します。

【主な予算措置】

- ・（新）飛散抑制対策に資する技術開発の支援〔競争的資金〕
150(0)
- ・（新）アスベスト廃棄物の無害化に係る技術開発の支援〔競争的資金〕
150(0)
- ・廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）
（92,320百万円の内数）

【税制・財投】

- ・アスベスト廃棄物処理施設に係る税制上の優遇措置（法人税の特別償却等）を拡充
- ・アスベストの発生及び飛散の防止、適正な処理等のために必要な設備資金等に係る低利融資制度を創設（日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民生活金融公庫）

3. 国民の有する不安への対応

- アスベストについて、一般大気環境中のモニタリングを実施するとともに、一般環境経由の健康影響の実態把握やリスク評価等を行います。
- 保健所において、環境経由の健康被害の相談受付を実施します。

【主な予算措置】

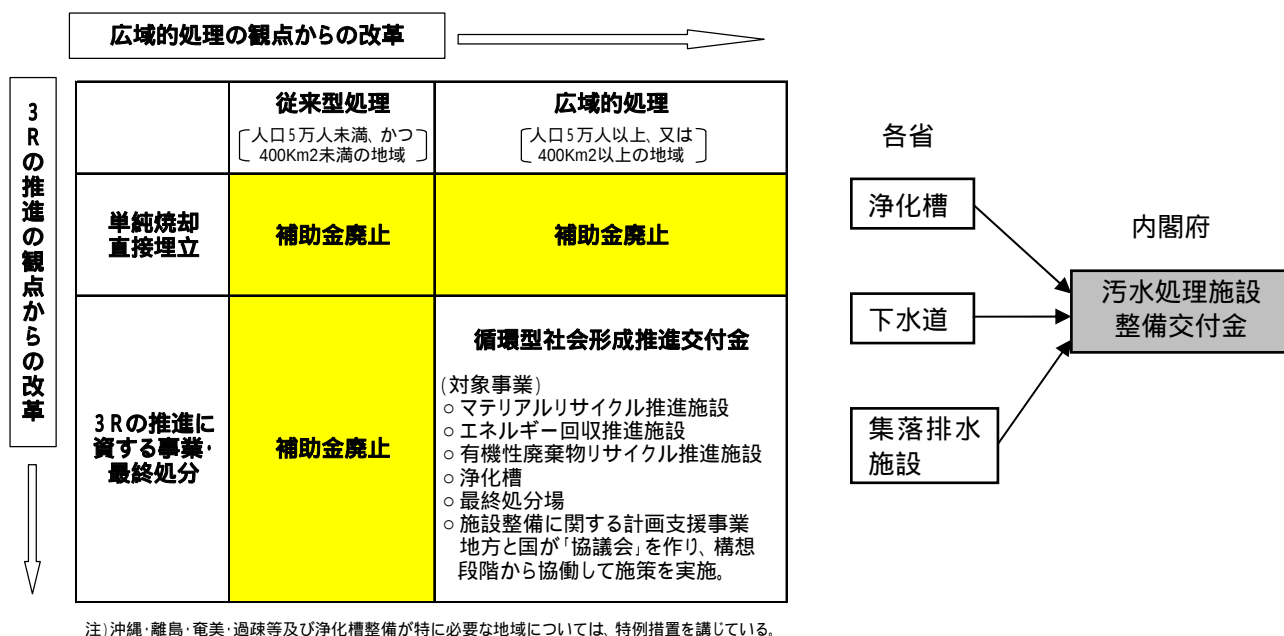
- ・アスベスト濃度、健康影響の調査・リスク評価等
214(13)

(参考)

廃棄物施設事業（公共）の改革

循環型社会形成推進交付金

污水处理施設整備交付金



単位：億円

	17 年度	18 年度
循環型社会形成 推進交付金	230	430
廃棄物処理施設 整備補助金	560	243

注：地方公共団体の廃棄物処理関係分のみ。
 その他を加えた合計は、17 年度 1078 億円、
 18 年度 923 億円。

単位：億円

	17 年度	18 年度
環境省 浄化槽分	75	+ 52.5
3 省合計 内閣府計上	490	833

注：このほか、循環型社会形成推進交付金
 においても浄化槽整備を推進。

17 年度改革のポイント

- 循環型社会形成推進交付金を創設（交付率を 1 / 3 に充実（先進的モデル施設は 1 / 2））
- 污水处理施設整備交付金を創設（内閣府計上）

18 年度改革のポイント

- 対象の拡充
 - ・ エネルギー回収・アスベスト対策・バイオマス利用のための機能・設備強化
 - ・ 単独処理浄化槽の撤去費を交付対象化
 （特に水質保全を要する地域、10 年未満、改造困難との条件）

．平成 18 年度環境省財政投融资の概要

1．日本政策投資銀行の融資制度

- 「京都議定書目標達成計画促進事業(面・ネットワーク対策)」として従来の「地球温暖化対策促進事業」を拡充再編。
〔省CO₂型の都市デザイン推進事業、交通システムのデザイン推進事業や、新エネルギーの面的導入・エネルギー融通の促進事業など、面的な広がりを持ったCO₂対策に幅広く融資。〕
- 「公害防止事業等」に「アスベスト対策事業」を追加。
〔アスベスト製品製造事業者に対する、アスベスト発生防止装置設置のための設備投資資金、アスベスト使用建築物の所有者に対する、補修・解体のための工事費、廃アスベストの処理施設を設置する事業者に対する設備投資資金、アスベストフリー製品の開発を行う事業者に対する研究投資資金等の融資。〕
- 「公害防止事業等」の「環境負荷低減に資する自動車の普及促進」において、特定特殊自動車を融資の対象に追加。
〔新たに排出ガス規制が課される特定特殊自動車(ブルドーザ等のオフロード車)の取得資金への融資。〕

2．中小企業金融公庫と国民生活金融公庫の特別融資制度

- 環境・エネルギー対策貸付の大気汚染防止法関連に、アスベストの発生及び飛散の防止のために必要な設備資金及び運転資金を追加。
- 環境・エネルギー対策貸付の建設機械関連に、特定特殊自動車を購入するために必要な資金を追加。

．平成 18 年度環境省税制改正の概要

1 地球温暖化対策及び大気環境保全対策の推進

(1) 環境税

自由民主党・公明党「平成 18 年度税制改正大綱」の検討事項の冒頭に、以下のとおり盛り込まれた。(平成 17 年 12 月 15 日)

「わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成 17 年 4 月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを開始し、6 %削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」

(2) 自動車の低公害化、低燃費化の促進

自動車税のグリーン化について以下のとおり、適用期限を延長

(地方税：自動車税)

〔措置内容〕

- 軽課：平成 18 年度及び平成 19 年度に新規登録される以下の自動車について、当該登録の翌年度に、自動車税を以下のとおり軽減。

・ 低排出ガス（新 ） + 低燃費（基準 20 % かさ上げ）車、
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、
天然ガス自動車、メタノール自動車 : 概ね 50 % 軽減

・ 低排出ガス（新 ） + 低燃費（基準 10 % かさ上げ）車 : 概ね 25 % 軽減

新 : 排出ガスが平成 17 年基準値の 1/4 以下の自動車

低燃費車 : 改正省エネ法に基づく燃費基準達成車

- 重課：平成 18 年度及び平成 19 年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く）について、年限を超えた翌年度から自動車税を以下の通り重課。

・ 車齢 11 年超のディーゼル車 : 概ね 10 % 重課

・ 車齢 13 年超のガソリン車 : 概ね 10 % 重課

一定の排出ガス性能を有する低燃費車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について以下のとおり適用期限を延長

(地方税：自動車取得税)

〔 措置内容 〕

- | | | |
|-----------|---------------------------|-------|
| ・ 低排出ガス（新 | ） + 低燃費（基準 20% かさ上げ）車：控除額 | 30 万円 |
| ・ 低排出ガス（新 | ） + 低燃費（基準 10% かさ上げ）車：控除額 | 15 万円 |

新：排出ガスが平成17年基準値の1/4以下の自動車

低燃費車：改正省エネ法に基づく燃費基準達成車

ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置について以下のとおり見直し
車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等であって2015年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの(以下「低燃費トラック等」という。)であり、かつ、排出ガス性能が良いものについて特例措置を講ずる。

(地方税：自動車取得税)

〔 措置内容 〕

《車両総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等のうち》

低燃費トラック等で、平成17年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年自動車排出ガス基準値よりも10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ない自動車
： 税率を2.0%軽減

低燃費トラック等で、平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車
： 税率を1.0%軽減

排出ガス規制に適合した特定特殊自動車の固定資産税の軽減措置の創設

(地方税：固定資産税)

〔 措置内容 〕

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における基準適合表示の付された特定特殊自動車(オフロード車)に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、同法により定格出力及び燃料ごとに定める規制開始までの期間に限り講ずる。

ただし、燃料が軽油のもので定格出力が130kW以上560kW未満については、規制開始後1年間までの期間を延長して講ずる。

エネルギー需給構造改革投資促進税制における低公害車及び低公害車用燃料供給設備に係る特別償却制度又は税額控除措置の適用期限を延長

(国税：所得税・法人税)

〔 措置内容 〕

基準取得価額の7%相当額の税額控除、又は、普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却のいずれかを選択。

(3) その他

バイオマスの活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加

(国税：所得税・法人税)

[措置内容]

現行の税制特例措置が未適用のバイオマス関連設備について、以下の税制特例措置を適用。

- ・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制
- ・ 再商品化設備及び再資源化設備に係る特別償却制度

2 循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) リサイクル施設の整備推進

再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長

(国税：所得税・法人税、地方税：固定資産税)

[措置内容]

- ・ 特別償却率の割合
 - 再商品化設備及び再資源化設備：初年度 23 %
 - 特定再生資源利用製品製造設備：初年度 14 %
 - 再生資源分別回収設備：初年度 14 %
- ・ 固定資産税：課税標準 当初3年間 3 / 4

(2) その他廃棄物対策の推進

廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る事業所税の課税標準の特例措置の延長

(地方税：事業所税)

[措置内容]

廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等について、資産割の課税標準を 3 / 4 控除。

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長するとともに、アスベスト廃棄物の処理施設に係る特例措置を拡充

(地方税：固定資産税)

[措置内容]

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を延長。

なお、アスベスト廃棄物処理用施設に係る特例措置については、政省令案の内容を見て検討することとされた。

産業廃棄物処理用設備(ＰＣＢ廃棄物等処理用設備)に係る特別償却措置の適用期限を延長するとともに、アスベスト廃棄物の処理施設に係る特例措置を拡充。

(国税：所得税・法人税)

[措置内容]

- ・ 産業廃棄物処理用設備(ＰＣＢ廃棄物等処理用設備)に係る特別償却措置(初年度１４％)の延長
- ・ 特別償却制度の対象施設にアスベスト廃棄物処理用設備を追加。

最終処分場の埋立終了後の維持管理費用の積立て(維持管理積立金)について、積立金を損金又は必要経費に算入する制度の適用期限を延長

(国税：所得税・法人税)

[措置内容]

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づく積立金の損金算入等。

3 安全・安心な社会の構築

(１)アスベストによる健康被害の救済

平成１８年通常国会に提出を予定している「石綿による健康被害の救済に関する特別措置法(仮称)」の具体的内容を踏まえた税制上の所要の措置を講ずること。

(国税：所得税・法人税・消費税、地方税：個人住民税・法人住民税・法人事業税)

法案の内容を見て検討することとされた。

(2) 公害防止対策の推進

以下の公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限を延長

(国税：所得税・法人税)

- ・ 指定物質（ベンゼン、トリクロロエレン、テトラクロロエレン）回収設備
- ・ 汚水処理用設備
- ・ ばい煙処理用等設備

〔 措置内容 〕

特別償却の割合：初年度 14 % (ただし構築物については、初年度 10 %)

以下の公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を延長

(地方税：固定資産税)

〔 措置内容 〕

- ・ 揮発性有機化合物排出抑制設備
 - 課税標準 1 / 6 (優良更新は 1 / 2)
- ・ 窒素酸化物抑制施設
 - 課税標準 2 / 3 (優良更新は 2 / 3)
- ・ ばい煙処理施設
 - 課税標準 1 / 6 (優良更新は 2 / 3)
- ・ 指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設
 - 課税標準 1 / 3
- ・ 水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設から生じる汚水の処理施設
 - 課税標準 1 / 6 (優良更新は 2 / 3)
- ・ 湖沼水質保全特別措置法の指定施設から生じる汚水の処理施設
 - 課税標準 2 / 3
- ・ 水質汚濁防止法の有害物質により汚染された地下水を浄化する施設
 - 課税標準 1 / 2
- ・ 土壌浄化施設
 - 課税標準 1 / 3
- ・ ダイオキシン類排出削減装置
 - 課税標準 1 / 3 (優良更新は 2 / 3)

特定事業用資産の買換え(交換)の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長

(国税：所得税・法人税)

- ・ 騒音発生施設
- ・ 水質汚濁防止法の特定施設等
- ・ ばい煙発生施設

4 その他

- NPO法人の活動促進に資するよう、税制優遇措置の拡充
(国税：所得税・法人税・相続税、地方税：個人住民税・法人事業税・法人住民税)

〔措置内容〕

- ・ パブリック・サポート・テスト(PST)の緩和措置の延長
- ・ PST で、寄附金以外の社員の会費及び国等からの補助金を一定条件下で算入できるよう緩和
- ・ 小規模団体について、申請書類を簡素化 等

- 研究開発促進関連税制の見直し・強化及び戦略システム・セキュリティ投資促進税制の創設

(国税：所得税・法人税)

〔措置内容〕

研究開発促進税制

- ・ 売上高に対する試験研究費の割合に応じ、税額から試験研究費の一定割合を控除
- ・ 上記措置に加え、試験研究費の増加額に対して追加的な控除を行う。

戦略システム・セキュリティ投資促進税制

- ・ 情報セキュリティ強化と国際競争力の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置を講ずる。